平成26年度当初予算　予算要求シート

整理番号	11 － 049	マスタープラン 3つの挑戦	－	マスタープラン 施策番号	1 － 2	局・課名	健康福祉局・高齢施策推進課
区分	その他一般施策 －				－ － －		

（単位　千円）

事　業　名	軽費老人ホーム等事務費補助
関連事業	

	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度要求額
事　業　費	409,565	420,121	386,340
事業期間	H8～	全体事業費	

事業目的

軽費老人ホームは、低額な利用料金での居室等の提供と日常生活上必要な便宜の供与を目的とする施設である。この低額な料金は、利用料金の一部を運営法人が減免することで実現されており、低所得の入居者の保護を図る目的で減免に要した経費を補助することで、施設運営の円滑化を図る。

今年度要求のポイント

軽費老人ホームＡ型　　１施設
軽費老人ホーム　　１０施設
年間利用者見込み数を基に積算し、予算要求する。

事業内容

軽費老人ホームとは、老人福祉法第５条の３に規定する老人福祉施設である。

軽費老人ホームでは、本来入所者が負担すべき利用料金の一部について所得に応じた減免をしているが、この減免に要した費用を市が運営法人に補助することにより、結果として、入居者が低額な利用料金（所得に応じた応能負担）で利用できる制度となっている。

【対象】
〇軽費老人ホームＡ型　　１施設
〇軽費老人ホーム　　１０施設

主な要求内容

（単位：千円）

項目	25年度予算	26年度要求額	内容・積算等
軽費老人ホームＡ型	118,720	68,902	社会福祉法人が利用料金の減免に要した経費
軽費老人ホーム	301,401	317,438	社会福祉法人が利用料金の減免に要した経費
その他			
合計	420,121	386,340	

スケジュール（経過及び今後展開）

【経過（～25年度）】
低所得の入居者の保護を図るため、事業を実施

【26年度】
平成27年度からの第6期介護保険事業計画策定にあたり、特定施設入居者生活介護事業所指定を含めた軽費老人ホームのあり方について検討

【今後（27年度～）】
第6期介護保険事業計画に基づき事業実施

その他　特記事項